

■R7年度地域新MaaS創出推進事業（以下、本事業）の公募に関する質問と回答

更新日： 令和7年3月4日

質問番号	質問分類	質問内容	回答	回答掲載日
A-1	事業内容	本事業終了後の事業の継続性に関する制約はあるか。	本事業の目的から、実証実験の実施後に事業化を目指す取組であることが必要です。 また、先進事例創出の観点から、将来的な他地域への横展開が可能であることが望ましいです。	令和7年2月12日
A-2	事業内容	代表企業は本事業終了後の継続運営主体である必要があるか。	代表企業は、必ずしも本事業終了後の継続運営主体である必要はありません。 ただし、本事業終了後に代表企業から運営主体に適切に引継ぎを実施するために、運営主体の参画もしくは参画に向けた取組が必要です。	令和7年2月12日
A-3	事業内容	実証実験の結果報告、いわゆるノウハウは全て公開されるのか。	本事業の成果は報告いただき、報告いただいた内容は基本的に公開を前提としています。 ただし、企業情報に係るもの等、公開できない内容については個別に調整させていただきます。	令和7年2月12日
A-4	事業内容	募集要領p.4に記載の「ローデータに近い形での情報提供」に関して、データ要件（形式、量、粒度、リアルタイム性、等）はあるか。	基本的には、形式はxlsxやcsv、量・粒度は"実証実験で取得したデータの全部"を想定しています。 データ要件に厳格な定義は設けていませんが、データ取得条件が十分に明らかであり、他地域での分析に転用可能である必要があります。 ただし、個人情報を含むデータ、ODデータ・運賃売上等の企業機密に関するデータ等の取扱いについては、必要に応じて調整させていただきます。	令和7年2月12日
A-5	事業内容	募集要領p5 地方経産局の運営サポートをする委託事務局については、実証における何かしらのサポートを提供いただけるのか？（実証へどのように関与するのが知りたい）	契約期間中、採択された事業者は委託事務局・地方経産局と隔週程度の定例MTGを行っていただきます。その際、委託事務局は取組の進捗確認・アドバイス等、伴走支援を行います。	令和7年2月25日
B-1	スケジュール	採択結果の通知、契約締結のスケジュールを教えて欲しい。	採択結果の通知は【4月中旬】を予定しています。正式な採択通知後、各地方経済産業局と契約を締結いただきます。なお、契約の締結にあたり、有識者の意見等を踏まえた計画の修正を依頼する場合があります。 また、契約手続には数週間を要するため、契約締結は【5月中旬～6月】を想定しています。	令和7年2月12日
C-1	応募資格	同一の企業が複数地域（応募主体）の応募に参画することは可能か。	同一の企業が複数自治体と連携している場合に、複数地域の応募に参画することは可能です。 ただし、各地域での取組内容は地域の特性等に応じて独自性を有することが期待されます。	令和7年2月12日
C-2	応募資格	同一の自治体で複数の応募は可能か。	応募自体は可能ですが、関連するテーマであれば一体として実施することが評価されます。	令和7年2月12日
C-3	応募資格	同一の地域内で連携した取組を、別の応募主体かつ別事業（「地域新MaaS創出推進事業」と「スマートシティ実装化支援事業」等）で応募する場合、共通応募様式の記載内容が各事業に合わせて異なっても問題ないか。	問題ありません。応募主体・応募事業に適した記載をお願いします。	令和7年2月12日
C-4	応募資格	国土交通省の事業に応募・参画している場合、本事業にも応募することは可能か。	事業内容が明確に切り分けられていれば可能ですが、申請書に明記していただく必要があります。	令和7年2月12日
C-5	応募資格	過去に本事業で採択されたことがある地域でも、取組内容が異なれば、今年度も応募可能か。	応募可能です。	令和7年2月12日
C-6	応募資格	複数年かけての社会実装を計画しているが、今年度に採択された場合に翌年以降に再度応募することは可能か。また、複数年度にわたって採択されている実績はあるか。	翌年以降の再度応募は可能です。過去、複数年連続して採択された実績があります。 なお、現時点では翌年度以降の方針は未定です。	令和7年2月12日

■R7年度地域新MaaS創出推進事業（以下、本事業）の公募に関する質問と回答

更新日： 令和7年3月4日

質問番号	質問分類	質問内容	回答	回答掲載日
C-7	応募資格	募集要領p.4に記載の「複数事業者の応募に関しては、各団体の協力体制が明確であること」については、協定書などの締結が必要か。	必ずしも協定書の締結は必須ではありません。 一方で、各参加団体等と議論等がなされており、全員の了解が取れていることが必要です。	令和7年2月12日
C-8	応募資格	海外法人の申請は可能か。	日本に現地法人（日本法人）を有している海外法人が、日本法人を申請主体として申請することは可能です。一方で、日本に拠点を有さない海外法人の申請や、日本に現地法人を有さない海外法人（支店等のみ設置）の申請は想定しておりません。	令和7年2月12日
C-9	応募資格	実証フィールド2か所（A、B）とする申請書は認められるか。	問題ありません。ただ、実証フィールドを2か所とする蓋然性があることが求められます。 なお審査の過程で、ご相談のうえ採択範囲を調整させていただく場合があります。	令和7年2月12日
C-10	応募資格	仮に自動運転の将来の社会実装を目指した実証事業を実施する場合、同じ事業に対してほかの補助金を申請することは可能でしょうか	複数の事業に対して申請可能です。各事業ごとに目的が違うため、それぞれの事業の目的に沿った申請をお願いいたします。	令和7年2月12日
C-11	応募資格	①応募資格に、「応募資格を有するのは次の要件を満たす法人・団体（基礎自治体を除く）とします。なお、コンソーシアム形式による申請も認めますが、その場合は幹事法人・団体を決めていただくとともに、幹事法人・団体が事業提案書を提出してください。」と記載があります。コンソーシアム形式の場合、事業採択後にコンソーシアムを組成すればよいと考えておりますがよろしいでしょうか。また申請時の必要書類（協定書案など）についても教えていただきたいです。	応募時点で組成されている方が望ましいですが、事業採択後のコンソーシアム組成でも問題ありません。いずれの場合も申請自体は幹事法人・団体に実施いただきますので、申請書の「B-(4)実施体制の整備」等の欄においてコンソーシアムの参加メンバーや詳細等をご記載ください。 また、協定書案等の提出は必要ありませんが、採択後は申請書記載内容の実施が期待されるため、コンソーシアム組成について「合意済」「調整中」など実際の状況に沿って記載をお願いいたします。	令和7年2月12日
C-12	応募資格	他の補助事業等の補助金を受けているまたは受ける場合は、本事業の対象外になるか？	C-4に記載の通り、事業内容及び対象経費が明確に切り分けられている場合は問題ありませんが、申請書に明記していただく必要があります。	令和7年2月25日
C-13	応募資格	応募書類p8 (4)応募書類 について、申請する企業や一緒に参画する（予定）の企業等の押印または取組参加にあたっての証跡資料（例えば企業間で締結した覚書など）は必要となるでしょうか。押印する箇所はないように見えたので、不要という認識でおります。	申請する企業や一緒に参画する（予定）の企業等の押印または取組参加にあたっての証跡資料は必須ではありません。 一方で、複数団体の応募に関しては、参加団体等と議論等がなされており、全員の了解が取れていることが必要です。（質問番号C-7参照）	令和7年2月27日
C-14	応募資格	代表者役職及び氏名は、代表取締役社長でなくてもよいでしょうか？何かルールはあるでしょうか？（例えば、採択となったときに締結される委託契約上に記載される者、など）	特にルールはございません。	令和7年3月4日
D-1	契約・経費計上	代表団体からさらに外注等を実施する場合の制約はあるか。	経済産業省「委託事業事務処理マニュアル（令和3年1月改訂版）」に沿ってご対応ください。 ▼経済産業省「委託事業事務処理マニュアル」 https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html	令和7年2月12日
D-2	契約・経費計上	事務局分析のデータ提供にかかる費用は事務局の負担になるのか。	データ提供に関しては、追加的な費用はほぼ生じないものと想定しています。	令和7年2月12日
D-3	契約・経費計上	募集要領に記載の予算規模に関して、補助率はあるか。	本事業は委託事業であるため、本事業において新たな取組を行うために生じる追加的な経費については、原則として、上限額の範囲内で全額をお支払いします。	令和7年2月12日

質問番号	質問分類	質問内容	回答	回答掲載日
D-4	契約・経費計上	本事業で使用するプロモーション費用（例：実証実験で使用するバス車両へのラッピング）は経費の対象となるか。	実証実験の検証を行う上で必要な費用は、経費として請求可能です。 ただし、募集要領p.9「9.経費の計上」に記載の通り、「20万円以上の財産となる物品等の購入等に係る経費」は支払いの対象外となります。 なお、具体的な費目については、各地方経済産業局や事務局と調整したうえで確定となります。	令和7年2月12日
D-5	契約・経費計上	実証実験に際して、住民に告知・広告を行うスマホアプリを試作したいと考えているが、アプリの試作開発費は経費の対象となるか。	実証実験の検証を行う上で必要と認められれば、経費としてお支払い可能です。 なお、既存アプリ、Webサイト、SNSの活用等、他の手段も考えられるため、地域の実情や予算を鑑みて、最適な方法をご検討いただけますと幸いです。 D-4の回答もご確認ください。	令和7年2月12日
D-6	契約・経費計上	既存のアプリやシステムの改修費用は経費の対象となるか。	実証実験の検証を行う上で必要と認められれば、経費としてお支払い可能です。 D-4の回答もご確認ください。	令和7年2月12日
D-7	契約・経費計上	車体の購入費用、車検費用等は経費の対象となるか。	「20万円以上の財産となる物品等の購入等に係る経費」は支払いの対象外となります。 過去事例の通り、リースや既存車両の改造等をご検討いただけますと幸いです。 D-4の回答もご確認ください。	令和7年2月12日
D-8	契約・経費計上	実証実験の検証で人流データの活用を予定している。人流データについては当社の事業全体で調達・利用を行っているが、一般的には実証事業の都度、調達するものと認識している。このような場合は経費の対象となるか。	本事業の実施有無に関わらず調達しているデータについては、支払いの対象外となります。 「本事業の検証のために必要であり、かつ、本事業を実施しない場合は調達の必要がないデータ」に関する費用のみ、経費としてお支払い可能です。	令和7年2月12日
D-9	契約・経費計上	本事業終了後に、本事業で開発したソフトウェアやアプリケーション等を他地域の事業等で利用することは可能か。	本事業で開発したソフトウェアやアプリケーション等は取得財産になるため、本事業外（他地域や他事業）で利用することは不可です。 一方で、ソフトウェアやアプリケーション等の開発に関するノウハウ等の知的財産は、バイドール契約により事業者に帰属するため、本事業外で利用することも可能です。	令和7年2月12日
D-10	契約・経費計上	①経費の計上について、コンソーシアム組成の場合、積算内訳には構成員ごとの記載を行う必要があるか？（例：人件費（A 社 ○円×○日 B 社 △円×△日など）） 内訳記載について、ルール等あれば、教えていただきたい。	コンソーシアム組成の場合も、申請自体は代表団体から実施いただきます。 そのため、コンソーシアム内で代表団体以外の企業・団体分の経費については、再委託・外注費の扱いとなります。再委託・外注費として、再委託先毎にその目的と金額をご記載ください。 なお、再委託にあたっての留意点については、応募要領P12「1 1. その他（2）委託契約に係るルールの一部改正」の項目もご覧ください。	令和7年2月12日
D-11	契約・経費計上	実証実験に係る交通事業を有償で実施した場合に、運賃収入等を経済産業省に返納する必要があるか。	前提として、委託事業内で収益を生むことは原則不可であり、収益が発生した場合は、返納する必要があります。 ただし、本事業は、交通事業そのものの委託ではなく、交通に関する分析事業の委託であるため、事業の切り分けが明確であれば、交通事業そのものの収益を返納する必要はないと考えられます。個別の案件毎に判断するので、実証実験に係る交通事業を有償で実施する想定がある場合は、契約締結前に各地方経済産業局や事務局と協議を行ってください。	令和7年2月12日

質問番号	質問分類	質問内容	回答	回答掲載日
D-12	契約・経費計上	クーポンやポイント、商品券などインセンティブ付与に係る経費は対象となるか？	インセンティブ付与に係る経費は対象外となります。	令和7年2月12日
D-13	契約・経費計上	自動運転の走行の実証実験に関連した路車協調システム等は経費の対象になるのか。	自動運転の技術実証のための経費は原則として対象外となります。ただ、将来的な自動運転の活用を見据えた新たなサービス・ビジネスモデルの検証のために、当該システムの活用が必要であり、経費の全体額から鑑み運行費が過大でないと認められる場合には対象となる場合もあります。	令和7年2月25日
D-14	契約・経費計上	③国土交通省の事業と本事業の両方に採択された場合、採択後に費用の内訳を変更することは可能でしょうか。 例えば、本事業で予定していた費用の一部を国土交通省の事業で負担することは可能でしょうか。	C-4に記載の通り、国土交通省事業と本事業の両方に応募いただく際には、事業内容が明確に切り分けられている必要があります。よって、基本的には両事業間で費用負担の変更が起きることは想定していません。	令和7年2月25日
D-15	契約・経費計上	・以下（募集要領P9）について、「本事業における新たな取り組み」は前年度までのものと同様の部分（例：ユーザアプリに新規性を出したが運行事業者の対応については前年度踏襲といった場合の運行事業者の対応）については負担していただけないのか？ あるいは、新たな取り組みが影響する部分については負担いただけるのか？ ～質問箇所～（募集要領P9） 本事業に係る経費の考え方については、本事業に係る全ての経費を負担するということだけでなく、モビリティを活用した新たなビジネスモデル創出の取組に対して、本事業において新たな取組を行う上で生じる追加的な経費を負担することを想定していますので、今回、新たに行うサービスや実証内容とそれに紐付く経費との対応関係が分かるように記入してください	既存のモビリティサービスの定常運行における人件費・維持管理費等は対象外となりますが、新たな取り組みが影響する部分については経費の対象となり得ます。記載されている例の場合、ユーザアプリにおける新規性で、取組全体の検証内容自体に新規性が生まれるのであれば、そのために必要な「運行事業者の対応」についても経費の対象となり得ます。	令和7年2月25日
D-16	契約・経費計上	採択件数が4件を超えた場合、上限額3,000万円の考え方が変更となることはあるのか？	上限額が変更になることはありませんが、P6に記載の通り、採択審査の結果により、採択条件を提示し、事業内容や事業費の調整を求める場合があります。	令和7年2月25日
D-17	契約・経費計上	応募要領p6 (3)予算規模について、「経費」の対象となる期間は、事業実施期間であるの2月27日までとなるでしょうか？	経費の対象となる期間は、事業実施期間（契約期間）です。 契約終了日は原則令和8年2月27日の予定ですが、個別調整の結果、前後する可能性もあります。	令和7年2月27日
E-1	応募書類・応募手続き	応募様式「（補足資料）実施体制」における【業務従事者に関する情報】について、代表事業者以外の自治体や参画事業者（再委託先）も記載可能か。	記載可能です。 自治体や参画事業者（再委託先）等も含め、実際に業務に従事される者の情報をご記載ください。	令和7年2月12日

質問番号	質問分類	質問内容	回答	回答掲載日
E-2	応募書類・応募手続き	応募様式「（補足資料）再委託先情報」における【再委託先情報】は、どこかで公開される可能性はあるか。	応募様式に記載した内容がそのまま公開されることはありません。 ただし、本事業に採択された場合、本事業終了時の報告書にて事業体制等を公開する場合があります、その際は再委託先についても明記していただく場合があります。 （参考）令和5年度 地域新MaaS創出推進事業採択地域の報告書 https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/smart_mobility_challenge/pdf/20240328_s01.pdf	令和7年2月12日
E-3	応募書類・応募手続き	申請書の概算費用内訳表に対する算出根拠は何を保持しておくべきか。正式な見積もりの保持が必要か。または、軽微な変更（10%以内）が可能ということ認識していれば、過去類似事例の参照等で問題ないか。	算出根拠は確度が高いものであるべきですが、正式な見積もりの保持は求めません。 また、算出根拠として十分であると考えられる場合は、過去の類似事例等を参照いただく方式でも問題ありません。	令和7年2月12日
E-4	応募書類・応募手続き	人件費の申請時概算金額算出において、確定時との開きを懸念（実際の業務日誌に基づく算出のため）している。あくまで想定労働日数でよい。算出のポイント等があれば教えてほしい。	過去事例では、人件費単価（時給・日別・月別等）と想定労働時間（時間・日等）との乗算で算出いただくケースが多く、同様の方式で記載いただければ乖離が発生しにくいと考えています。	令和7年2月12日
E-5	応募書類・応募手続き	算出根拠書類は申請時には提出指示が無いが、採択決定後の「関係書類の整理」としてまとめ、保管できていれば問題ないか。	申請時に提出の必要はございません。また、「関係書類」として保管していれば問題ありません。 ただし、精算金額が見込みの金額と大きく乖離する場合には、算出根拠書類を提出いただく場合があります。（採択決定後の対応については、契約主体と詳細をご確認ください。）	令和7年2月12日
E-6	応募書類・応募手続き	「再委託費率 50 %を超える理由書」の提出は応募申請時、「再委託に関わる承認申請書」の提出は採択決定契約書締結時で相違ないか。	提出のタイミングは相違ございません。 また、「再委託に関わる承認申請書」に加えて理由書も提出いただくことになります。 経済産業省「委託事業事務処理マニュアル（令和3年1月改訂版）」もご参照ください。 ▼経済産業省「委託事業事務処理マニュアル」 https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html	令和7年2月12日
E-7	応募書類・応募手続き	「軽微な再委託」については、（契約金額 100 万円以下）各種再委託を申請する書類への記載は必要ないという認識で相違ないか。	再委託の総額を把握するため、履行体制図や概算費用内訳表への記載をお願いします。 ただし、履行体制の変更については、記載の必要はありません。	令和7年2月12日
E-8	応募書類・応募手続き	概算費用については、軽微な変更（10%以内）を意識する必要があるのか。 E-5の回答で「精算金額が見込み金額と大きく乖離する場合には、算出根拠を提出頂く場合があります。」と記載があるが、10%以上の変更になると大きな乖離とみなされる基準になるのか。	10%を超える区分経費の変更は、流用ではなく、計画変更が必要となるため、可能な限り正確な積算が望ましいです。	令和7年2月25日

質問番号	質問分類	質問内容	回答	回答掲載日
E-9	応募書類・応募手続き	令和7年度スマートシティ関連事業応募様式「共通2」の「日本版MaaS推進・支援事業」に国土交通省の「共創・MaaS実証プロジェクト」は含まれますか？※現時点（2/26）では令和7年度の「共創・MaaS実証事業」の公募は始まっていませんが、令和6年度は、「日本版MaaS推進・支援事業」の一つの位置づけだったという認識で。共通2への記載の必要性の確認のため質問いたします。	まず、質問文中の「共創・MaaS実証事業」は令和6年度の「共創・MaaS実証プロジェクト」を指すものという前提で回答します。 「共創・MaaS実証プロジェクト」（※令和6年度におけるプロジェクト名）のうち、「日本版MaaS推進・支援事業」については、スマートシティ関連事業の1つに位置づけられていますので、応募様式「共通2」の国土交通省「日本版MaaS推進・支援事業」への記載をお願いいたします。他方、「共創・MaaS実証プロジェクト」のうち、「共創モデル実証運行事業」については、スマートシティ関連事業には位置づけられていないため、共通様式2への記載は不要です。なお、令和7年度では、プロジェクト名が「共創・MaaS実証プロジェクト」から「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト」に変更となっています。	令和7年3月4日
F-1	審査・採択	事業内容が過去の取組事例に類似する場合、採択対象外となるか。	必ずしも対象外とはなりません。過去の事業と全く同様の取組の採択は難しいですが、過去事例を踏まえ、新たな検証項目を設定したり、さらに発展的な構想を構築できていたりする場合は、採択対象となる可能性があります。	令和7年2月12日
F-2	審査・採択	再委託によって、審査時に減点となる可能性はあるか。	再委託の多寡が加点や減点に影響することはありません。 再委託に関しては、募集要領p.12「（1）委託契約に係るルールの一部改正」もご参照ください。	令和7年2月12日
F-3	審査・採択	「ワークライフバランス等推進に関する認定等」は、幹事法人もしくは参加法人のうち1法人でも認定を受けていれば加点対象となるか。	参加法人が取得している認定等のうち、最も優れた認定等を基準として加点を行います。 したがって、1法人でも認定を受けていれば加点対象となります。	令和7年2月12日
F-4	審査・採択	募集要項p.8に記載の「大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります」について、例えば、走行ルートの変更は該当するか。	検証内容や想定される結果に大幅な変更が予期される場合には該当する可能性があります。 走行ルート変更による検証内容や想定される結果への影響が軽微であれば問題ございません。	令和7年2月12日
F-5	審査・採択	応募様式のP4「合同審査評価ポイントへの該当性」について、 ・①新規性、先進性については技術的な観点だけではなく、ビジネスモデルの新規性も含まれるのか？ ・②施策間連携について具体的に教えていただきたい ・④、⑤が含まれないものの採択実績があるか	・①ビジネスモデルの新規性も含みます。 ・②例えば、地域内で行っている他の交通施策のほか、観光、医療、福祉、教育など他分野の施策との連携を指します。 ・④、⑤が含まれない提案事例の採択実績はあります。	令和7年2月25日
F-6	審査・採択	自動車関連産業、自動車関連事業者には、輸送事業（タクシー事業）は含まれますか？	募集要領p.1の※4の通り、自動車関連事業者とは完成車メーカーや部品メーカーをはじめとする製造業者およびディーラー、その他これらの事業者の産業競争力強化に資する事業を行う関連事業者を指します。輸送事業者（タクシー事業者）はこの定義には含めず交通事業者として分類します。ただし、自動車関連事業者の参画は必須要件ではないため、自動車関連事業者が参画していない案件であっても応募は可能です。	令和7年2月27日
F-7	審査・採択	ワーク・ライフ・バランス認定の加点となるのは、参加「調整中」の企業においても対象となりますか？	ワーク・ライフ・バランス等推進に関する認定等の加点対象となるのは参加が確定している団体に限ります。	令和7年3月4日
F-8	審査・採択	4月のタイミングで申請組織が別の会社（例：A会社のB部だったのが、C（A会社のグループ会社）のX部）等になった場合、採択対象「外」となるでしょうか？又は、必要な手続きを踏めば採択対象外にはならないでしょうか？	組織改編等のやむを得ない事由で申請時から実施主体が変更になる場合は採択対象外とはなりません。	令和7年3月4日

■R7年度地域新MaaS創出推進事業（以下、本事業）の公募に関する質問と回答

更新日： 令和7年3月4日

質問番号	質問分類	質問内容	回答	回答掲載日
------	------	------	----	-------

■更新履歴	
2月12日	過年度の質問やよくある質問への回答を掲載
2月25日	A-5、C-12、D-13,14,15,16、E-8、F-5への回答を掲載
2月27日	C-13、D-17、F-6への回答を掲載
3月4日	C-14、E-9、F-7、F-8への回答を掲載